

改正 2022年4月1日

1. 全学開放科目の趣旨及びガイドラインの目的

全学開放科目制度は、中京大学（以下「本学」という。）の教育課程の編成・実施方針に示す「総合大学としてのスケールメリットを活かし、各自の興味に従って学部横断的に異分野の科目を履修することにより、幅広く学修を進めることができる」ことを具現化するものである。

また、全学共通科目の学修成果及び学修環境では、「教養教育に求められることは、多様な学修の基盤となる知識や素養を修得することである。それは、心身を鍛え、直面する諸課題を理解し、その解決に取り組むうえでの知性や判断力といった実践的な能力の基礎となるものである。」と明示されている。所属学部・学科の学びのみに偏ることなく、学生のこれらの能力を涵養していくことを本制度の趣旨とする。

本学の全学共通教育（教養教育）の教育目的には、「人類が築いてきた知の成果に関する理解を深め、総合的な知、すなわち幅広い教養を同時に身につけることが肝要であり、本学が教養教育を通じて、未来社会を担う世界市民としての素養を育てていく」との記載がある。所属学部・学科の学びのみに偏ることなく、学生のこれらの能力を涵養していくことを本制度の趣旨とする。

この趣旨の実現を目指すべく、学士課程教育における「教養教育のさらなる充実」と効果的な運用を目的として、各学部・学科における全学開放科目選定のガイドラインを定める。

2. 全学開放科目の選定期期

各学部・学科は、授業開講の前年度12月教授会にて、開放科目を選定し、決定する。

3. 全学開放科目選定における留意事項

(1) 科目内容

各学部・学科は、以下のような科目内容を選定することが望ましい。

- ・基礎となる専門的な知識を前提とせず、他学部の学生であっても学習に臨むことができる科目
- ・教養教育のさらなる充実に資する科目（特に「現行の全学共通科目において設定がなされていない分野の科目」、「現行の全学共通科目からのつながりや発展性がある科目」などの選定が望まれる）

※「必修・選択必修・選択」や「基礎・基幹・展開」等の科目の区分にかかわらず、全学開放科目の趣旨にふさわしい科目であれば積極的に選定する。

(2) 授業形態

各学部・学科にて開講される「講義」科目の中から開放科目を選定する。ただし、「演習」「実験」「実習」「実技」科目についても、科目特性を考慮しつつ、全学開放科目の趣旨に合致する科目であれば対象とすることができる。

(3) 選定科目数

目標科目数：講義科目数のうち15%の開放を目標とするが、分野の特性や学部・学科の事情により、目標科目数より少ない選定数となることは差し支えない。

最低科目数：本制度の趣旨に鑑み、学科ごとに、原則として各セメスターで2科目以上を選定するものとする（学部・学科の事情により、各セメスターで2科目以上の選定が難しい場合は、原則として年間で4科目以上選定するものとする）。

(4) 選定対象外科目

組織改編やカリキュラム改革等の事由により、開放科目提供学部・学科において配当年次の正規生が不在（複数年次開講科目の場合は、最低年次生が不在）の科目は選定対象としない。

4. 選定科目の運用に関する留意事項

(1) 配当学年

全学開放科目の履修学年は、主開講学部の配当学年に合わせる。

(2) 履修者数制限

全学開放科目として選定した科目は、他学部学生に対し、科目ごとに履修者数制限を提示することができる。なお、履修者数制限を設ける場合であっても、少なくとも5名以上の履修希望学生を受け入れるものとする。

5. ガイドラインの改廃

このガイドラインの改廃は、教務委員会の審議を経て、学長が行う。

附 則

このガイドラインは、2021年10月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、2022年4月1日から施行する。